

保護者の学び直しの支援 (高等学校卒業程度認定試験合格支援事業)

(資料1)

施策内容

ひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、**正規雇用を中心とした就業**につなげていく。

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施

- ひとり親世帯の親の**約13.8%**(平成23年度全国母子世帯等調査)は、最終学歴が中学卒。より良い条件で就職や転職を行うには、高等学校を卒業した者と同等程度の学力があることは最低限、必要な条件と考えられる。
- このため、高卒認定試験合格のための講座(通信講座を含む)を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、高卒認定試験に合格した場合にも受講費用の一部を支給する事業を実施する。

(平成27年度予算案:母子家庭等対策総合支援事業(74億円)の内数〔所要額:2.3億円〕)



ひとり親家庭の在宅就業推進事業

(資料2)

- 在宅就業を希望するひとり親に対し、在宅就業コーディネーター（仮称）による支援を通じ、自営型の在宅就業や企業での雇用（雇用型テレワーク）への移行を支援する。
（在宅就業に必要な基本的なスキルの習得が必要な場合には、母子家庭等就業・自立支援センター事業で行われている訓練等を活用）
- 事業実施者は、在宅就業に係る業務の調達、在宅就業者への業務発注、在宅就業者が納入した業務の検収と納品を行うとともに、在宅就業コーディネーターを配置し、在宅就業者のサポートを行う。
- 事業実施者及び発注企業のインセンティブを高めるため、支援対象者数等に連動した委託費の支払や多数の業務を発注した企業の公表を行う。

【事業実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市町村（委託可能）

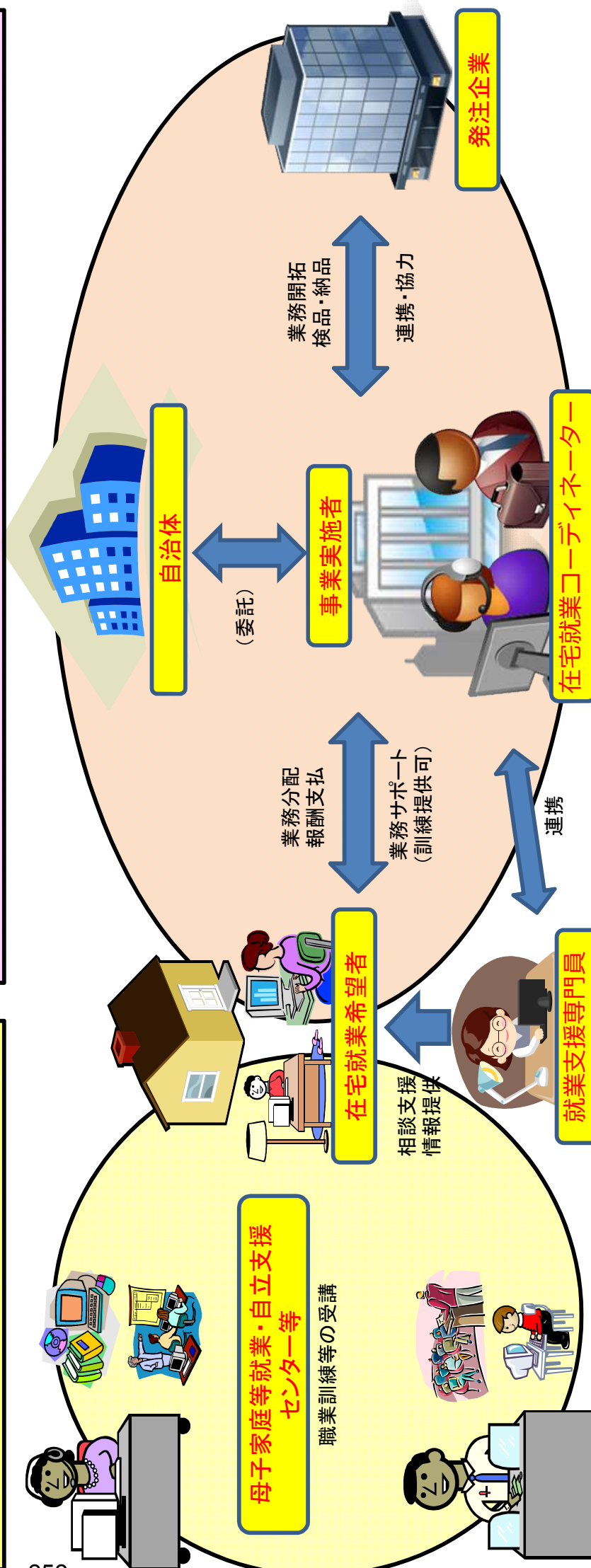
【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・市町村1/2

【27年度予算案】 母子家庭等対策総合支援事業（74億円）の内数（所要額：1.6億円）

一般の職業訓練等



在宅就業推進事業(27年度予算案)



学習支援ボランティア事業

(資料3)

【事業内容】

- ひとり親家庭の児童は、精神面や経済面で不安定な状況におかれていることにより、学習や進学の意欲が低下したり、十分な教育が受けられず、児童の将来に不利益な影響を与えかねない。
 - このため、ひとり親家庭の児童の学習を支援したり、児童から気軽に進学相談等を受けることのできる大学生等のボランティアを児童の家庭に派遣する。
 - 対象者は、ひとり親家庭の児童（必要に応じ、親も対象とすることができる）。
 - 学生等の確保が困難な場合、e-ラーニングなど情報通信ネットワークを活用した方法も可能。
- ※母子家庭等対策総合支援事業「ひとり親家庭等生活向上事業」の中のメニューとして実施

【沿革】平成24年度創設

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市町村

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【27年度予算案】母子家庭等対策総合支援事業（74億円）の内数〔所要額：4.3億円〕
・ 学習支援の実施回数が増【月2回（年24回）→週1回（年52回）】



「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の見直し（案）について

1. 基本方針の見直しについて

- 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定に基づくものであり、対象期間は平成20年度から平成26年度までの7年間。
（平成25年3月に対象期間の見直しを行い、終期を平成24年度から平成26年度に延長）
- 対象期間が終了することから、基本方針に定められた施策に関する評価結果や近年のひとり親家庭及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向等を踏まえ見直しを行うもの。対象期間は平成27年度から平成31年度の5年間とする。

2. 見直しの方向性

- ①子育て・生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策による総合的な支援を引き続き実施。
- 「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会中間まとめ」（平成25年8月）で示された課題、平成26年度の関連法令改正、子どもの貧困対策に関する状況等を踏まえ、総合的な相談窓口の整備、母子・父子自立支援員等の研修の実施、学習支援の推進、親の学び直しの支援、在宅就業の推進、養育費及び面会交流、広報啓発に関する事項等を追加。

【基本方針の見直しのポイント】

- はじめに
1. 方針のねらい
 2. 方針の対象期間（平成20年度～平成26年度の7年間）
- 第1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
1. 今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性
 - (1) 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携
 - (2) 就業支援の強化
 - (3) 相談機能の強化
 - (4) 福祉と雇用の連携
 2. 実施する各施策の基本目標
 - (1) 子育てや生活の支援策
 - (2) 就業支援策
 - (3) 養育費の確保策
 - (4) 経済的支援策
 3. 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
 - (1) 国等が講ずべき措置
 - (2) 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援
 - (3) 就業の支援に関する施策の実施の状況の公表
 - (4) 基本方針の評価と見直し
 - (5) 関係者等からの意見聴取
 - (6) その他
- 第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項

- 平成26年の母子寡婦福祉法及び児童扶養手当法改正内容を追加
- 基本方針の対象期間を、平成27年度～平成31年度の5年間とする。

- データを平成23年度全国母子世帯等調査結果の数値に更新。
- 子供の貧困対策大綱の指標となった数値等の追加 等

- 都道府県等による母子家庭等への支援措置の積極的・計画的な実施及び周知等を追加【1(1)】
- 総合的な相談窓口の整備を追加【1(3)】
- ①関係機関相互の協力、②子育て・生活支援の強化（日常生活支援や学習支援の実施等）、③養育費及び面会交流に関する事項、④子どもの貧困対策に関する事項を追加【1】
- 面会交流に関する事項を追加【2(3)】
- 新たな事項を追加【3(2)】
 - ・ 総合的な相談窓口の整備
 - ・ 母子・父子自立支援員や就業支援専門員等の研修の実施
 - ・ 学習支援ボランティア事業
 - ・ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
 - ・ 在宅就業の支援
 - ・ 面会交流支援事業
 - ・ 広報啓発の実施
- その他、法改正を踏まえた用語等の見直し

子どもの貧困対策の推進に関する法律（概要）

＜平成25年法律第64号＞

平成25年6月19日成立／平成25年6月26日公布／平成26年1月17日施行

目的

○ この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健康やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

※ その他、基本理念、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務、法制上の措置等及び対策の実施の状況の公表について規定

大綱の策定・基本的施策

○ 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定めなければならない。

○ 大綱では、「子どもの貧困対策に関する基本的な方針」、「子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策」、「教育の支援に関する事項」、「生活の支援に関する事項」、「保護者に対する就労の支援に関する事項」、「経済的支援に関する事項」及び「調査及び研究に関する事項」を定める。

※ 衆議院厚生労働委員会決議

政府は、大綱を作成するに際しては、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等、関係者の意見を会議で把握した上で、これを作成すること。

○ 都道府県は、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める。

子どもの貧困対策会議

子どもの貧困対策会議（関係閣僚で構成）を設置する。

施行期日等

○ 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成26年1月17日施行）

○ 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定に基づいて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

子供の貧困対策に関する大綱について（平成26年8月29日閣議決定）

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していきける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
 - 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
 - 子供の貧困の実態を踏まえ、対策を推進する。
- など、10の基本的な方針

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の
高等学校等進学率 90.8%
（平成25年）
 - スクールソーシャルワーカーの
配置人数 1,008人 （平成25年度）
 - ひとり親家庭の親の就業率
・母子家庭の就業率：80.6%
（正規39.4% 非正規47.4%）
 - ・父子家庭の就業率：91.3%
（正規67.2% 非正規8.0%）
 - 子供の貧困率 16.3% （平成24年）
- など、25の指標

指標の改善に向けた当面の重点施策

<教育の支援>

- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
 - ・ きめ細かな学習指導による学力保障
 - ・ スクールソーシャルワーカーの配置充実
- 教育費負担の軽減
 - ・ 幼児教育の無償化に向けた段階的取組
 - ・ 高校生等奨学給付金等による経済的負担の軽減
 - ・ 大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入
- 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
- 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援など

<生活の支援>

- 保護者の生活支援
 - ・ 保護者の自立支援
- 子供の生活支援
 - ・ 児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
- 関係機関が連携した支援体制の整備
 - ・ 生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
- 支援する人員の確保
 - ・ 社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等

全ての
子供たちが
夢と希望を
持って成長
していきける
社会の
実現

<保護者に対する就労の支援>

- ひとり親家庭の親の就業支援
 - ・ 就業支援専門員の配置による支援等
- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- 保護者の学び直しの支援
- 在宅就業に関する支援の推進

<経済的支援>

- 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
- ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 養育費の確保に関する支援など

<子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態把握
- 子供の貧困に関する新たな指標の開発
- 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

<施策の推進体制等>

- 対策会議を中心とする政府一体となった取組
- 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
- 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開 など

平成27年度予算案 厚生労働省 主な子供の貧困対策関連施策（新規・拡充）

1. 子供の学習支援を行い、貧困の連鎖を防止する

赤字：新規事項 青字：拡充事項

- 生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供への学習支援（新規）【生活困窮者等に対する自立支援策500億円の内数（所要額：19億円）】生活困窮者自立支援法（平成27年4月1日施行）に基づき、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子供に対する学習支援事業を、各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施する。
- 児童養護施設等で暮らす子供への学習支援（拡充）
現行の、中学生の塾代等に要する費用の支援に加え、①小学生に対する大学生や教員OB等による学習指導、②高校生が学習塾等を利用した場合の月謝等に要する費用の支援、③母子生活支援施設の中学生への学習指導、高校生への学習塾代支援等を追加する。
- ひとり親家庭の子供への学習支援（拡充）
大学生等のボランティアを派遣することにより、子供の心に寄り添うピア・サポートを行いつつ、学習意欲の喚起や教科指導等を行う。

2. 社会的孤立化を防ぎ、必要な支援を提供する

- 支援が必要な児童等の予防・早期発見に向けた取組強化（一部新規）【母子保健医療対策等総合支援事業153億円の内数（所要額：17.3億円）】
【児童虐待・DV対策等総合支援事業47億円の内数（所要額：26億円）】
妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援や児童相談所の相談機能強化等により、支援が必要な児童を早期に見出す取組を進める。
- 児童養護施設等の体制整備（拡充）
児童養護施設等における家庭的養護の推進を図るため、職員配置の改善や民間児童養護施設の職員給与等の改善を行う。
- 児童養護施設等退所児童等へのアフターケアの充実（拡充）
児童養護施設退所児童等に対するアフターケアの強化として、自立援助ホームに心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援の充実を図る。

3. 保護者の就労を支援し、生活の安定を図る

- 生活困窮者自立支援制度等（新規）
生活困窮者自立支援法に基づき、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し包括的な相談支援や就労支援等を実施するとともに、改正生活保護法に基づき生活保護受給者に対し就労支援を強化する。
- ひとり親家庭の高等学校卒業程度認定試験の合格支援（新規）
ひとり親家庭の親に対し、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座終了時及び試験合格時の一部を支給する。
- ひとり親家庭の在宅就業の推進（拡充）
ひとり親家庭の親に対し、「在宅就業コーディネーター（仮称）」による支援を行い、自営型の在宅就業や雇用型テレワーク等への移行を支援する。
- 待機児童解消加速化プランの推進（施設整備等・運営費）（拡充）【保育所等整備交付金554億円、保育対策総合支援事業費補助金285億円の内数※1】
【子どものための教育・保育給付費負担金5,930億円※2の内数】

保育を必要とする全ての子育てで家庭のニーズに対応するため、平成29年度末までに待機児童解消を目指す。保育所の整備等の取組を推進する。

※1：平成26年度補正予算でも平成27年度における保育所等の整備を一部前倒しして支援（120億円） ※2：子ども・子育て支援新制度の施行（平成27年4月予定）に伴い、内閣府予算に計上

教育の支援

○生活困窮世帯等への学習支援

- 生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供への学習支援【生活困窮者等に対する自立支援策500億円の内数(所要額:19億円)】
- 児童養護施設等で暮らす子供への学習支援【児童入所施設措置費等1,076億円の内数(所要額:6.9億円)】
- ひとり親家庭の子供への学習支援【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数(所要額:4.3億円)】

生活の支援

○保護者の生活支援（保護者の自立支援、保育等の確保）

- ひとり親家庭に対する総合的な支援【母子家庭等対策総合支援事業74億円】
- 生活困窮者自立支援制度等【生活困窮者等に対する自立支援策500億円の内数(所要額:400億円)】
- 子どもを産み育てやすい環境づくり(子ども・子育て支援新制度の実施等)
 - ・待機児童解消加速化プランの推進(施設整備等・運営費)【保育所等整備交付金554億円、保育対策総合支援事業等285億円の内数^{※1}】
 - ・放課後子ども総合プランの推進【子ども・子育て支援整備交付金143億円^{※2}】

^{※1}:平成26年度補正予算でも平成27年度における保育所等の整備を一部前倒しして支援(120億円) ^{※2}:子ども・子育て支援新制度の施行(平成27年4月予定)に伴い、内閣府予算に計上

○子供の生活支援（児童養護施設等の退所児童等の支援、子供の居場所づくりに関する支援）

- 児童養護施設等の退所児童等へのアフターケアの充実【児童虐待・DV対策等総合支援事業47億円の内数(所要額:7.7億円)】
- (再掲)子どもを産み育てやすい環境づくり(子ども・子育て支援新制度の実施等)
 - ・(再掲)待機児童解消加速化プランの推進(施設整備等・運営費)・(再掲)放課後子ども総合プランの推進

○支援する人員の確保等（社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化）

- 児童養護施設等の体制整備【児童入所施設措置費等1,076億円】
- 児童相談所の相談機能強化等【児童虐待・DV対策等総合支援事業47億円の内数(所要額:26億円)】

○その他の生活支援（妊娠期からの切れ目ない支援等）

- 妊娠・出産包括支援事業【母子保健医療対策等総合支援事業153億円の内数(所要額:17.3億円)】

平成27年度 厚生労働省 主な子供の貧困対策関連施策

赤字：新規事項 青字：拡充事項

保護者に対する就労の支援

○親の就労支援

- ひとり親家庭の親に対する就業支援
- ワンストップ相談窓口の設置(就業支援専門員の配置)
- 生活困窮者自立支援制度及び生活保護受給者に対する就労支援** **【生活困窮者等に対する自立支援策500億円の内数(所要額:400億円)】**

○親の学び直しの支援

- (ひとり親家庭)高等職業訓練促進給付金の支給
- (ひとり親家庭)高等学校卒業程度認定試験の合格支援 **【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数(所要額:52億円)】**
- (ひとり親家庭)高等職業訓練促進給付金の支給 **【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数(所要額:2.3億円)】**

○就労機会の確保

- (ひとり親家庭)在宅就業の推進 **【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数(所要額:1.6億円)】**

経済的支援・調査研究

○児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し

- 児童扶養手当の支給 **【児童扶養手当(国庫負担分)1718億円】**

○母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大

- 母子父子寡婦福祉資金の貸付 **【母子父子寡婦福祉貸付金44億円】**

○ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究

- ひとり親家庭支援施策等についての調査研究 **【保健福祉調査委託費(本省費)7700万円】**

○養育費の確保に関する支援

- 養育費及び面会交流に関する相談支援の実施 **【養育費・面会交流相談支援センター事業 5600万円】**

子供の貧困対策に関する施策について(平成27年度予算案)

(内閣府・文部科学省・厚生労働省等)

※施策名の頭の記号が担当府省を示している。★:内閣府、○:文部科学省、●:厚生労働省、☆:国土交通省、農林水産省

教育の支援

(学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開)

- **スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充** 【47億円】

・スクールカウンセラーの配置拡充
 ⇒ 小中学校への配置・24,000校(週5日体制:200校、小中連携型:300校を含む)
 ⇒ 貧困対策のための重点加配(600校)(就学援助率が高い地域には配置日数を増加)
 ・スクールソーシャルワーカーの配置拡充
 ⇒ スクールソーシャルワーカー配置の増(1,466人→2,247人)
 福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを必要な全ての学校で活用できる
 よう今後段階的に配置を拡充、小中学校のための配置(2,200人)、高等学校のための
 配置及び質向上のためのスーパーバイザー(47人)
 ※平成31年度末までに1万人(中学校区)の配置を目指す
 ⇒ 貧困対策のための重点加配(600人)(就学援助率が高い地域には配置日数を増加)

- **家庭環境や地域間格差などによる教育格差の解消に向けた教職員定数の改善** 【100人】
- **地域による学習支援**

・学校支援地域本部における学習支援
 ⇒ 学校支援地域本部を活用し、家庭での学習習慣が十分に身につけていない中学生
 等を対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力による原則無料の学習支援を新
 たに実施 【2億円】(700中学校区→2,000中学校区)
 ※平成31年度末までに5,000中学校区を目指す
 ・放課後子供教室における学習支援 【学校・家庭・地域の連携協力推進事業49億円の内
 数】
 ・土曜日の教育活動の実施 【15億円】

- 家庭教育支援 【学校・家庭・地域の連携協力推進事業49億円の内数】
 家庭教育支援チーム等による相談対応や情報提供等を実施
- コミュニティ・スクール導入等促進事業 【1.6億円】
- フリースクール等で学ぶ子供への支援策(フリースクール等)に関する検討会
 【0.1億円】(新規))
- 補習等のための指導員等派遣事業(高等学校等) 【4.1億円】
- 多様な学習を支援する高等学校の推進事業経費(新規) 【0.8億円】
- 各学校段階を通じた体系的なキャリア教育の充実 【0.4億円】
- 地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業(新規) 【0.1億円】
- スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール 【1.2億円】

(貧困の連鎖を防ぐための幼児教育無償化の推進及び幼児教育の質の向上)

- **幼児教育の段階的無償化に向けた取組の推進** 【402億円】
※子ども・子育て支援新制度へ移行する幼稚園を含めた幼稚園就園奨励費に際する予算全体の所要額

⇒ 低所得世帯の補助者負担の軽減を図るとともに、市町村に対する補助を拡充し、超過
 負担の解消を行うことにより、すべての園児に等しく支援が行われるよう環境整備を図
 る。

(就学支援の充実)

- 要保護児童生徒に対する就学援助 【8億円】

※「就学援助ポータルサイト(仮称)」の整備による広報手段の充実等を図る

- 高等学校等就学支援金制度 【3,805億円】
- **高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度** 【79億円】

⇒ 学年進行で着実に事業を実施するとともに、都道府県の実施状況を踏まえた対象者
 数の増、生活保護受給世帯における補助対象の拡大、非課税世帯における給付金の
 増額を図る

- 私立高等学校等の授業料減免 【3億円】
※専修学校高等課程の授業料減免を特別交付税措置
- 国立大学における貧困の状況にある子どもの受け入れの拡大
- 特別支援教育就学奨励費 【116億円】

(大学等進学に対する教育機会の提供)

- 国立大学の授業料等の減免 【311億円】
- 私立大学の授業料等の減免 【102億円】
※公立大学は、地方財政措置を通じて支援
- 国立高等専門学校等の授業料等の減免 【5億円】
- **大学等奨学金事業**

【無利子奨学金事業費 3,125億円】**【この他被災学生等分48億円】**

【有利子奨学金事業費 7,966億円】

⇒ 無利子奨学金の貸与人員の増員(44万1千人→46万人(1万9千人増))〔この他被
 災学生等分7千人〕
 ⇒ より柔軟な「所得運動返還型奨学金制度」の導入に向けた対応の加速

- 専門高校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究(新規) 【3億
 円】

教育の支援(続き)

(生活困窮世帯等への学習支援)

- **生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供への学習支援**
【生活困窮者等に対する自立支援策500億円の内数(所要額:19億円)】
⇒生活困窮者自立支援法(平成27年4月1日施行)に基づき、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子供に対する学習支援事業を、各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施する。

- **児童養護施設等で暮らす子供への学習支援**

【児童入所施設措置費等1,076億円の内数(所要額:9.4億円)】

⇒現行の、中学生の塾代等に要する費用の支援に加え、①小学生に対する大学生や教員OB等による学習指導、②高校生が学習塾等を利用した場合の月謝等に要する費用の支援、③母子生活支援施設の中學生への学習指導、高校生への学習塾代支援等を追加する。

- **ひとり親家庭の子供への学習支援**

【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数(所要額:4.3億円)】

⇒大学生等のボランティアを派遣することにより、子供の心に寄り添うピア・サポートを行うつつ、学習意欲の喚起や教科指導等を行う。

(その他の教育支援)

- 学生のネットワークの構築
⇒学生が集まり、コミュニケーションを図ることが出来るスペースの学生相談室等への設置、「ピア・サポート」の仕組みの整備等について各大学等に周知。
- 中学校夜間学級の充実・改善等への取組事業 【0.1億円】
⇒中学校夜間学級における学習指導・生徒指導の在り方に係る委託研究、夜間学級未設置の道県における中学校夜間学級の設置にあたっての課題やその解消策に関する委託研究、夜間学級に関する広報強化を一体的に行う。

- 生活保護制度による教育扶助※や就学援助制度による学校給食費の補助を行うい、低所得世帯への支援を実施 (※厚生労働省において実施)
- 学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努める
- 国立青少年教育施設における体験活動の場の提供
- * 児童養護施設等の子供を対象に多様な体験活動の場を提供

- 「子どもゆめ基金」事業(国立青少年教育振興機構) 【23億円の内数】
- * 貧困の状況にある子供を支援している民間団体が行う体験活動への助成

生活の支援

(保護者の生活支援)

- ひとり親家庭に対する総合的な支援 【母子家庭等対策総合支援事業74億円】
- 生活困窮者自立支援制度等
【生活困窮者等に対する自立支援策500億円の内数(所要額:400億円)】
⇒生活困窮者自立支援法に基づき、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し包括的な相談支援や就労支援等を実施するとともに、改正生活保護法に基づき生活保護受給者に対し就労支援を強化する。

- **待機児童解消加速化プランの推進(施設整備等・運営費)**

【保育所等整備交付金554億円、保育対策総合支援事業等285億円の内数※】
※平成26年度補正予算でも平成27年度における保育所等の整備を一部前倒して支援(120億円)

⇒保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため、平成29年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進する。

- ★ すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る

⇒保護者の生活支援(保育等の確保)、子供の生活支援(ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援)

- ・子どもための教育・保育給付 【5,930億円の内数】
- ・子育て短期支援事業 【942億円の内数】
- ・「放課後子ども総合プラン」の推進(放課後児童クラブの運営費・施設整備費等) 【575億円】

⇒保護者の生活支援(保護者の健康確保)
・乳児家庭全戸訪問事業 【942億円の内数】
・教育支援訪問事業 【942億円の内数】

(子供の生活支援)

- **児童養護施設等の退所児童等へのアフターケアの充実**
【児童虐待・DV対策総合支援事業47億円の内数(所要額:7.7億円)】

⇒児童養護施設退所児童等に対するアフターケアの強化として、自立援助ホームに心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援の充実を図る。

- ☆ 消費・安全対策交付金のうち地域における日本型食生活等の普及促進 【21億円の内数】

生活の支援(続き)

(支援する人材の確保等)

- **児童養護施設等の体制整備【児童入所施設措置費等1,076億円】**

⇒児童養護施設等における家庭的養護の推進を図るため、職員配置の改善や民間児童養護施設の職員給与等の改善を行う。

- 児童相談所の相談機能強化等

【児童虐待・DV対策等総合支援事業47億円の内数(所要額:26億円)】

(その他の生活支援)

- **支援が必要な児童等の予防・早期発見に向けた取組強化【母子保健医療対策等総合支援事業153億円の内数(所要額:17.3億円)】**
- **【児童虐待・DV対策等総合支援事業47億円の内数(所要額:26億円)】**

⇒妊娠前から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援や児童相談所の相談機能強化等により、支援が必要な児童を早期に発見する取組を進める。

- ☆ 住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業

【住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業25億円の内数】

保護者の就労支援

(親の就労支援)

- ひとり親家庭の親に対する就業支援
【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数(所要額:7.4億円)】
- ワンストップ相談窓口の設置(就業支援専門員の配置)
【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数(所要額:2.7億円)】
- **生活困窮者自立支援制度及び生活保護受給者に対する就労支援【生活困窮者等に対する自立支援策500億円の内数(所要額:400億円)】**

(親の学び直しの支援)

- ひとり親家庭の高等職業訓練促進給付金の支給
【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数(所要額:52億円)】
- **ひとり親家庭の高等学校卒業程度認定試験の合格支援【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数(所要額:2.3億円)】**

⇒ひとり親家庭の親に対し、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座終了時及び試験合格時に、講座受講費用の一部を支給する。

(就労機会の確保)

- **ひとり親家庭の在宅就業の推進【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数(所要額:1.6億円)】**

⇒ひとり親家庭の親に対し、「在宅就業コーディネーター(仮称)」による支援を行い、自営型の在宅就業や雇用型テレワーク等への移行を支援する。

経済的支援・その他

(経済的支援)

- 児童扶養手当の支給【児童扶養手当(国庫負担分)1,718億円】
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付【母子父子寡婦福祉貸付金44億円】
- 養育費及び面会交流に関する相談支援の実施
【養育費及び面会交流に関する事業 0.7億円】

(その他)

- ★ 次世代グローバルリーダー事業「シップ・フォー・ワールド・ユース・リーダーズ」(新規)【同事業費5億円の内数】

⇒国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を図るため、経済状況にかかわらず、多様な教育・研修機会が得られるよう、次世代グローバルリーダー事業「シップ・フォー・ワールド・ユース・リーダーズ」において、経済的理由により参加費の納付が困難な者に対し参加費の免除申請制度の新設。

調査研究・施策の推進体制等

(調査研究)

- ひとり親家庭支援施策等についての調査研究【0.8億円】
- ★ 子供の貧困対策に関する調査研究の実施【0.2億円】

(施策の推進体制等)

- ★ 子供の貧困対策に係る地方連携体制支援事業(新規)【0.2億円】

⇒連携体制を支援するための協議会の開催

子供の貧困対策の推進を図るため、地方における理解と協力が得られるよう、全国各ブロックにて、地方における連携体制を支援するため協議会・研修会を開催する。

- ★ 地域における若者支援に当たる人材養成【0.2億円】
- ★ アウトリーチ(訪問支援)研修事業【0.1億円】
- ★ 子ども・若者支援地域協議会設置促進事業【0.8億円】
- ★ **官公民の連携プロジェクト・国民運動展開(新規)【0.8億円】**

⇒子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、官公民が連携・協働し、国民の幅広い理解と協力の下、子供の貧困対策を国民運動として展開していく。

(具体的な事業)

- ①国民への広報・啓発活動(シンボルマーク、ポスターの作成等)
- ②広く関係者のネットワーク化(企業、団体等の協賛登録)
- ③支援情報の一元化(ポータルサイトの構築)
- ④優れた取組事例に対する表彰事業(総理表彰)
- ⑤民間資金の活用による基金創設の検討 など

平成27年2月
内閣府政策統括官
(共生社会政策担当)

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(第9条)に基づく「都道府県子どもの貧困対策計画」の取り組み状況について

標記のことについて、内閣府においてアンケート調査を行った結果、平成26年12月現在、下記のとおりとなっておりますので公表します。

(※ 今回のアンケートは参考として指定都市にも実施しております。)

記

1 「子供の貧困対策計画」の策定に向けた現在の取り組み状況			
ア、すでに検討している	22 (47%)	イ、これから検討する	21 (45%)
ウ、その他	4 (8%)		
2 「子供の貧困対策計画」の策定予定時期(1アの内訳)			
ア、平成26年度中	18	イ、平成27年度まで	4
3 「子供の貧困対策計画」の検討開始時期(1イの内訳)			
ア、平成26年中	8	イ、平成26年度中	10
ウ、平成27年度中	3		
4 「子供の貧困対策計画」の策定予定時期(1イの内訳)			
ア、平成27年度まで	14	イ、現時点では未定	7

【参考】指定都市における「貧困対策計画」の取り組み状況について

1 「子供の貧困対策計画」の策定に向けた現在の取り組み状況			
ア、すでに検討している	2 (10%)	イ、これから検討する	9 (45%)
ウ、その他	9 (45%)		
2 「子供の貧困対策計画」の策定予定時期(1アの内訳)			
ア、平成26年度中	2		
3 「子供の貧困対策計画」の検討開始時期(1イの内訳)			
ア、平成26年中	1	イ、平成26年度中	6
ウ、平成27年度中	2		
4 「子供の貧困対策計画」の策定予定時期(1イの内訳)			
ア、平成26年度中	1	イ、平成27年度まで	1
ウ、平成28年度以降	1	エ、現時点では未定	6

(内閣府調べ)